

市民課の窓口オンライン予約がご利用できます！

- 7日前（土日祝を除く）から当日の1時間前までスマホ・パソコンから24時間いつでも予約可能です。
- 事前予約を行っていただくことで、優先的に窓口にご案内いたします。
- 混雑を気にせず、予約時間に来庁いただくことで、待ち時間短縮になります。



窓口オンライン予約

【予約できる手続き】 証明発行・印鑑登録・住民異動・戸籍届・マイナンバー

- 【予約方法】
- ① QRコードから『オンライン予約サイト』にアクセスし、返信先を設定します。
 - ② 予約画面のURLが返信されますのでアクセスします。
 - ③ 予約画面で予約区分、日付、時間を設定します。
 - ④ 設定後、予約時間の確認メールが届きます。



※予約時間の15分前に案内メールが届きますので市民課までお越しください。

お呼びしましたら、確認のためメールの提示をお願いします。（混雑状況により、お待ちいただく場合があります。）

※市ウェブサイトからも『オンライン予約サイト』をご利用できます。

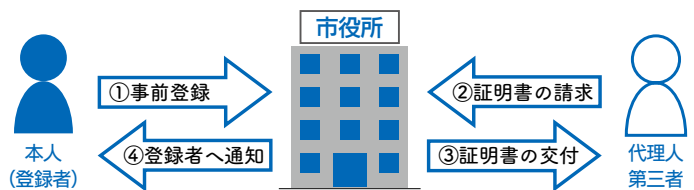
- 【注意事項】
- ・オンライン予約で選択できる手続きは1項目のみですが、複数の手続きを希望される方は、市民課にて受け付けが可能です。
 - ・オンライン予約は、市役所本館1階市民課窓口のみです。（支所は予約対象外）
 - ・日曜窓口のオンライン予約は対応しておりません。

羽曳野市本人通知制度

代理人や第三者による請求に基づいて『住民票の写し』『戸籍謄抄本』などを交付したとき、事前に登録されている人にその事実を通知するものです。

登録から通知までの流れ

- ① 事前登録（通知を希望する人）
- ② 代理人・第三者が証明書の請求
- ③ 代理人・第三者が証明書の交付（審査の上、交付）
- ④ 登録者へ通知（交付した事実、日付、証明書などの種類・通数・交付請求者の種別を通知）



事前登録について

■登録ができる人

- ① 羽曳野市に住民票（除かれた住民票を含む）がある人
- ② 羽曳野市に戸籍（除かれた戸籍を含む）がある人

■登録期間

登録した日から廃止の届出をされるまで。ただし、事前登録者が死亡、居所不明等により住民票が消除されたとき、国外に転出したとき、変更の届出を怠ったことなどにより交付事実などの通知が返戻されたときは、事前登録は廃止になります。

■登録に必要な書類

- ① 本人の場合は本人確認書類（運転免許証・パスポートなど）
- ② 任意代理人（登録できる人から委任を受けた人）の場合は本人確認書類に併せて、委任状など
- ③ 法定代理人の場合は本人確認書類に併せて、資格を証明する書類

■受付場所

市民課・支所

通知対象の証明書

- ① 住民票の写し（除かれた住民票を含む）
- ② 住民票記載事項証明書
- ③ 戸籍附票の写し（除かれた戸籍附票を含む）
- ④ 戸籍謄本および戸籍抄本（全部事項証明書および個人事項証明書）（除かれた戸籍を含む）
- ⑤ 戸籍記載事項証明書（一部事項証明書）（除かれた戸籍を含む）

■市民課窓口オンライン予約
■羽曳野市本人通知制度

【問合せ】市民課 ☎072-958-1111